

ここに編綴すべき

別紙当事者目録1ないし3(627~641頁)

については、編綴を省略する。

* 642頁乃至651頁は、原告ら、被告ら
の代理人目録なので省略する。

ここに編綴すべき

別紙原告番号等一覧表 (652頁)

については、編綴を省略する。

* 653頁は、別紙認容額等一覧表
2"可"2"省略可。

用語	用語の定義、意味、解説等
アスペリティ・モデル	プレート境界面が密着固定されてすべりにくい固着域を「アスペリティ」といい、プレート境界において固着の弱い部分と強い部分が存在し、アスペリティの分布や面積等によって地震の態様に特徴があるというモデル
安全設計審査指針	各改正を含む安全設計審査指針の総称
溢水勉強会	JNESと保安院が、平成16年のスマトラ沖津波の際、インドのマドラス原発において非常用海水ポンプが浸水し、運転不能となったことや、平成17年8月の宮城県沖の地震において女川原発で設計基準を超える揺れが発生したことを受けて、平成18年1月に設置し、平成19年3月までの間に合計10回開催された集まり。
屋内退避区域	被告国が、原災法に基づき、平成23年3月11日に各地方公共団体の長に対し、住民の屋内退避を指示した区域（本件原発から半径10km圏内の区域）。この区域の範囲は、同月13日に半径20km以上30km圏内に拡張された。
女川原発	東北電力女川原子力発電所
柏崎刈羽原発	被告東電柏崎刈羽原子力発電所
帰還困難区域	長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある、年間積算線量が50mSv超の地域
技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準
基準地震動	原子力発電所の耐震設計の基準として、施設を使用している間に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動をいう。

基準地震動 S_s	解放基盤表面（基準地震動を策定するために、基盤面上の表層や構造物がないものとして仮想的に設計する自由表面であって、著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な拡がりをもって想定される基盤の表面）における設計用の基準地震動。ここにいう「基盤」とは、概ねせん断波速度 $V_s = 700 \text{ m/s}$ 以上で硬質地盤であって、著しい風化を受けていないものとされている。昭和53年耐震設計審査指針においては、基準地震動について、施設の建物、構築物及び機器・配管系の重要度に相応し、地震動 S_1 （設計用最強地震）及び地震動 S_2 （設計用限界地震）の2種類を策定することとしていたものを基準地震動 S_s として統合した。なお、新耐震指針においては、施設の安全機能の保持をより高い精度で確認するために、工学的な観点から、基準地震動 S_s と密接に関連づけられる弾性設計用地震動 S_d が新たに設定された。
基本設計等	基本設計又は基本的設計方針
旧電気事業法	平成7年法律第75号による改正前の電気事業法
居住制限区域	年間積算線量が 20 mSv を超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域
緊急時避難準備区域	被告国が、原災法に基づき、平成23年4月21日及び22日に、各地方公共団体の長に対し、緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域（本件原発から半径 20 km 以上 30 km 圏内の区域から計画的避難区域を除いた区域のうち、常に、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること、及び、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域）
警戒区域	被告国が、原災法に基づき、平成23年4月21日及び22日に、各地方公共団体の長に対し、本件原発から半径 20 km 圏内について、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立ち入りを原則として禁止した地域
計画的避難区域	被告国が、原災法に基づき、平成23年4月21日及び22日に、各地方公共団体の長に対し、計画的な避難を指示した区域（本件原発から半径 20 km 以遠の周辺地域のうち、事故発生から1年内に積算線量が 20 mSv に達するおそれのある区域）
慶長三陸地震	1611年に三陸沖日本海溝付近で発生した地震
原告ら	原告137名
原災法	原子力災害対策特別措置法

原災本部	原子力災害対策本部
原子力損害	原賠法2条2項の規定する損害を指す
原賠審	原賠法18条1項に基づいて、平成23年4月11日に設置された原子力損害賠償紛争審査会
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター
国賠法	国家賠償法
国会事故調	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書(甲A1)
固有地震	ある断層において、似たような発生間隔と規模を持ち周期的に繰り返して発生する地震
佐竹論文	論文「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治、行谷佑一、山木滋)
産総研	独立行政法人産業技術総合研究所
自主的避難	避難指示等に基づかずに行った避難
自主的避難等対象区域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町及びいわき市のうち避難指示等対象区域を除く区域
自主的避難等対象者	本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者(当該住居から自主的避難を行った者及び当該住居に滞在を続けた者の両者を含む)
地震・津波合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ
主要建屋	原子炉建屋、タービン建屋、コントロール建屋、サービス建屋、廃棄物処理建屋の総称
貞観地震	西暦869年に東北地方で発生した巨大地震
貞観津波	貞観地震によって東北地方に到来した津波
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第62号)
昭和39年原子炉立地審査指針	原子力委員会が昭和39年5月27日に策定した原子炉立地審査指針
昭和45年安全設計審査指針	動力炉安全基準専門部会が昭和45年4月18日に策定し、原子力委員会が同月23日に了承した「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」
昭和52年安全設計審査指針	原子力委員会が昭和52年6月14日に策定した「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」
浸水深	浸水域の地面から津波の痕跡が示す水面までの高さ
浸水高	津波によって建物等に残された津波の痕跡と平常潮位との高さの差

新耐震指針	昭和53年耐震設計審査指針を平成18年9月19日に改訂したもの
推進本部	文部科学省地震調査研究推進本部
スマトラ沖地震	2004年12月26日にスマトラ島北西沖のインド洋で発生したM9.1の地震
スマトラ沖津波	スマトラ沖地震によって発生した津波
政府事故調中間報告書	被告国に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告書」(甲A2の1)
遡上高	海から陸に上がった津波が到達した高さ と平均潮位との高さの差
第一次訴訟	平成25年(ワ)第478号損害賠償請求事件
第三次訴訟	平成26年(ワ)第466号損害賠償請求事件
耐震設計審査指針	原子力安全委員会が、昭和53年9月、発電用原子炉施設の耐震設計に関する安全審査を行うに当たり、その設計方針の妥当性を評価することを目的に策定した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」
耐震バックチェック	新耐震指針に照らし各電力会社が実施した耐震安全性評価
第二次訴訟	平成26年(ワ)第111号損害賠償請求事件
中央防災会議	災害対策基本法に基づいて設置された防災基本計画の作成及びその実施の推進等を行う会議であり、内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議

中間指針等	<p>以下の1ないし5を指す。</p> <p>1 中間指針 平成23年8月5日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」</p> <p>2 中間指針第一次追補 平成23年12月6日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」</p> <p>3 中間指針第二次追補 平成24年3月16日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」</p> <p>4 中間指針第三次追補 平成25年1月30日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）」</p> <p>5 中間指針第四次追補 平成25年12月26日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」</p>
長期評価	推進本部が発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」
長期評価の知見	長期評価が示した，明治三陸地震と同様の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとの知見
津波高	津波がない場合の平均潮位を基準とし，それと比較して津波によって海面が上昇した高さの差
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術（土木学会原子力土木委員会津波評価部会）
電事連	電気事業連合会
東電事故調	被告東電が作成した平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」（添付資料を含む。乙A10の1及び10の2）
東北電力	東北電力株式会社
特定避難勧奨地点	計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって，地域的な広がりが見られない，本件事故発生から1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点であって，政府が住居単位で設定した上，そこに居住する住民に対する注意喚起，自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点
日本海溝・千島海溝調査会	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会

日本海溝・千島海溝報告書	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告書
バックチェック中間報告書	福島第一原子力発電所／福島第二原子力発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果 中間報告
バックチェックルール	保安院が新耐震指針の策定を受けて、平成18年9月20日に策定した「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」
バックフィット	既設原子炉に対しても最新の基準への適合を義務付ける制度
ハンセン病熊本地裁判決	熊本地裁平成10年(ワ)第764号、同年(ワ)第1000号、同年(ワ)第1282号、平成11年(ワ)第383号同13年5月11日判決
被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社(平成28年4月1日変更前の旧商号「東京電力株式会社」)。商号変更の前後を通じて「被告東電」と表記する。
非常用DG	非常用ディーゼル発電機
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域
避難指示区域	被告国が、原災法に基づき、平成23年3月11日に各地方公共団体の長に対し、住民の避難を指示した区域(本件原発から半径3km圏内の区域。)。その後、この区域の範囲は、同月12日に本件原発から半径10km圏内、20km圏内と順次拡張された。
避難指示等対象区域	被告国や地方公共団体による避難指示等があった対象区域
避難等対象者	避難指示等により避難を余儀なくされた者
福島第二原発	被告東電福島第二原子力発電所
米国	アメリカ合衆国
平成3年溢水事故	本件原発1号機において、平成3年10月に発生した冷却設備の配管破損による海水漏えい事故
平成13年安全設計審査指針	原子力委員会が平成13年3月29日に一部改訂した発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針
平成20年試算	被告東電が平成20年に長期評価の知見をもとに津波評価技術の手法を用いて算出した津波数値解析計算の結果
保安院	原子力安全・保安院
本件原発	被告東電福島第一原子力発電所
本件事故	本件地震を契機として、本件原発から放射性物質が放出された事故
本件指示	被告国が、平成23年3月11日、本件原発から半径3km圏内を避難指示区域とし、半径3kmから10km圏内を屋内退避区域とした指示

本件指示変更	被告国が、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20km圏内及び福島第二原発から半径10km圏内に変更した指示変更
本件地震	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震
本件地震動	本件原発の地点における本件地震によって引き起こされた地面の振動
本件訴訟	第一次訴訟ないし第三次訴訟
本件津波	本件地震に伴い発生し、本件原発に到達した津波
明治三陸地震	1896年に三陸沖の日本海溝付近で発生した地震
明治三陸地震津波	明治三陸地震により発生した津波
リスク管理WG	平成23年8月25日内閣官房長官決裁により同年11月設置された放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置された、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ
リスク管理WG報告書	リスク管理WGが平成23年12月に取りまとめた報告書
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
4省庁報告書	太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査
7省庁手引	地域防災計画における津波対策強化の手引
IAEA	国際原子力機関
IC	非常用復水器。1号機に設置されている
ICRP	国際放射線防護委員会
ICRP勧告	ICRPが1977年(昭和52年)、1990年(平成2年)及び2007年(平成19年)に行った勧告の総称
ICRP1977年勧告	ICRPが1977年(昭和52年)に行った勧告
ICRP1990年勧告	ICRPが1990年(平成2年)に行った勧告
ICRP2007年勧告	ICRPが2007年(平成19年)に行った勧告
IRRS	IAEAの総合原子力安全規制評価サービス
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構
M	マグニチュード
NRC	米国原子力規制委員会
O. P.	小名浜港工事基準面(「Onahama Peil」)。小名浜港の標準水位。本件原発の設計水位として採用された海水面
RCIC	原子炉隔離時冷却系。2号機ないし4号機において、ICの代わりに設置されている高圧系炉心冷却設備のひとつ

SA	原子力施設に係る安全評価において想定している設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象（シビアアクシデント）
SBO	全交流電源喪失事象（Station Blackout）
UNSCEAR UNSCEAR報告書	原子放射線の影響に関する国連科学委員会 UNSCEAR国連総会報告書、UNSCEAR福島報告書、UNSCEAR2015年報告書の総称
UNSCEAR国連総会報告書	UNSCEARが平成25年10月に国連総会に提出した年次報告書
UNSCEAR福島報告書	UNSCEAR国連総会報告書についての科学的附属書A「2011年東日本大震災の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」
UNSCEAR2015年報告書	「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関する2013年報告書刊行後の進展」と題する白書
WHO	世界保健機関

その他、第10節（個別損害論（争点⑪ないし⑭）の各論）に登場する人物には、AないしHの符号を用いて匿名表記をした者がある。

(別紙) 関連法令の定め

以下に記載する法令の内容は、特に注記のない限り、いずれも本件事故当時のものである。

1 原子力基本法

原子力基本法は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」(同法1条)を目的として昭和30年12月19日に公布された法律であり、我が国の原子力利用に係る基本となる法律である。

2 炉規法

(1) 炉規法は、原子力基本法「の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために」「炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うこと」ことなどを目的とし(同法1条)、昭和32年6月10日に公布された法律である。

同法には、原子炉の設置及び運転に関する規制として、設置の許可、設計及び工事方法の認可、使用前検査、施設定期検査、保安規定の認可、保安検査、原子炉の廃止等の安全規制の手續及び許認可の基準等が定められているほか、同法に従わなかった場合における運転停止及び許可の取消等の行政処分や罰則について規定されている。

(2) 平成11年12月22日号外法律第220号改正後、平成24年6月27日号外法律第47号改正前の炉規法の規定は、以下のとおりである。

(許可の基準)

第24条 主務大臣は、23条1項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一、二（略）

三 その者（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

2 主務大臣は、23条2項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項1号、2号及び3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

3 電気事業法

(1) 電気事業法は、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」（同法1条）を目的とする法律であり、昭和39年7月11日に公布された。同法は、原子力発電のみならず火力発電や水力発電にも適用される日本の電気事業を包括的に規制する法律である。

電気事業法の規定に基づく工事計画の認可、使用前検査及び定期

検査の際に用いられる技術基準として、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令が定められている。

(2) 平成7年法律第75号改正後、平成24年法律47号改正前の電気事業法の規定は、以下のとおりである。

(事業用電気工作物の維持)

第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の経済産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

(技術基準適合命令)

第40条 経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

4 原賠法

原賠法は、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」(同法1条)を目的として、昭和36年6月17日に公布された法律である。

原賠法においては、被害者が原子力事業者の故意又は過失を立証しなくとも原子炉の運転等に起因する原子力損害に関し原子力事業者が賠償

責任を負うという無過失責任が定められるとともに（同法3条1項），この場合に原子力事業者以外の者が責任を負わない旨定められ（同法4条1項），原子力事業者は損害賠償に充てるべき財政措置を講じることが義務付けられており（同法6条），同法3条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額を超え，かつ，原賠法の目的を達成するため必要があると認めるときは，政府は原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする旨定められている（同法16条1項）。

5 災害対策基本法

災害対策基本法は，国土並びに国民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，防災に関し，国，地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し，責任の所在を明確にするとともに，防災計画の作成，災害予防，災害応急対策，災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより，総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り，もって社会の秩序と公共の福祉の確保に資することを目的とし（同法1条），国は，この基本理念にのっとり，国土並びに国民の生命，身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み，組織及び機能の全てを挙げて防災の措置を講ずる責務を有すると定め（同法3条1項），中央防災会議の設置の根拠規定である（同法11条）。中央防災会議は，総理府（平成13年1月6日の中央省庁等改革後は内閣府）に設置され，防災基本計画を作成しその実施を推進すること，内閣総理大臣の諮問に依じて防災に関する重要事項を審議すること，同重要事項に関して内閣総理大臣に意見を述べること等の事務をつかさどり，内閣総理大臣は，防災の基本計画，防災に関する施策の総合調整で重要なもの等につき中央防災会議に諮問しなければならない（同法11条）。中央防災会議の会長は内閣総理大臣が，委員は防災担当大臣及びその他の国務大臣等のうち内閣総理大臣が任命した者がすることとされており，また専門事

項を調査するために設置することができる専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命することとされている（同法12条）。

そして、中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があるときはこれを修正しなければならない（同法34条1項）、防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない（同法34条2項）と規定している。

また、災害対策基本法は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長が必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは、市町村長がその立退きを指示することができる（60条1項）とともに、一定の場合には、市町村長に代わって都道府県知事が実施しなければならないことを定めている（同条5項）。

6 地震防災対策特別措置法

地震防災対策特別措置法は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定等について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律である（1条）。同法は、地震防災緊急事業に係る被告国の負担又は補助の特例等を定め（4条）、推進本部の設置を根拠づけて、文部科学省に推進本部を設置するこ

と、推進本部は地震に関する観測，測量，調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案するとともに，地震に関する観測，測量，調査又は研究を行う関係行政機関，大学等の調査結果等を収集，整理及び分析し，これに基づき総合的な評価を行うこと，施策立案の際は中央防災会議の意見を聴かなければならないこと等を定めている（7条）。また，推進本部の長は文部科学大臣を充てるとともに，関係行政機関の職員及び学識経験者から文部科学大臣が任命した者を委員とする政策委員会及び地震調査委員会を設置すること等を定めている（8条ないし10条）。そして，被告国は，地震に関する観測，測量，調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに，地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し，その成果の普及，地震に関する観測，測量，調査及び研究を推進するために必要な予算等の確保，並びに，地方公共団体が地震に関する観測，測量，調査若しくは研究を行い，又は研究者等を養成する場合は，必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない（13条）と規定している。

7 原災法

原災法は，原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等，原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより，炉規法，災害対策基本法その他の法律と相まって，原子力災害に対する対策の強化を図り，原子力災害から国民の生命，身体及び財産を保護することを目的とした法律である（1条）。内閣総理大臣による原子力緊急事態（原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態）の宣言，市町村長及び都道府県知事に対して災害対策基本法60条1項及び5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきとの指示（15条）を行う際の根拠となる法律である。

8 災害救助法

災害救助法は、災害に際して、被告国が地方公共団体、日本赤十字その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け現に救助を必要とする者の保護及び社会の秩序の保全を図ることを目的とした法律である（1条）。救助の種類としては収容施設（応急仮設住宅を含む。）があり（23条1項1号）、救助の程度、方法及び期間に際し必要な事項については政令に委任されている（同条3項）ところ、災害救助法施行令及び施行細則は、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができると規定している。

9 本件原発の設置等許可処分時における内容の省令62号の定め（省令62号中の略称は、省令62号中のみの略称である。以下同じ。）

（防護施設の設置等）

第4条 原子炉およびその附属設備（以下「原子炉施設」という。）ならびに一次冷却材により駆動される蒸気タービンおよびその附属設備が地すべり、断層、なだれ、洪水、津波もしくは高潮、基礎地盤の不同沈下または火災等により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

（耐震性）

第5条 原子炉ならびに一次冷却材により駆動される蒸気タービンおよびその附属設備は、これらに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

2 前項の地震力は、原子炉施設ならびに一次冷却材により駆動される蒸気タービンおよびその附属設備の構造ならびにこれらが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方に

おける過去の地震記録に基づく震害の程度，地震活動の状況等を基礎として求めなければならない。

(非常用予備動力設備等)

第33条 原子力発電所には，当該原子力発電所に連けいされている送電線および当該原子力発電所において常時使用されている発電機からの電気の供給が停止した場合において保安を確保するために必要な装置の機能を維持するため，内燃機関を原動力とする発電設備またはこれと同等以上の機能を有する非常用予備動力装置を施設しなければならない。

2 原子力発電所の保安を確保するため特に必要な装置には，無停電電源装置またはこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。

10 平成18年末の時点における省令62号の定め

(防護措置等)

第4条 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり，断層，なだれ，洪水，津波，高潮，基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし，地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置，基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所，鉄道，道路等がある場合において，事業所における火災又は爆発事故，危険物を搭載した車両等の事故等により原子炉の安全性が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

3 航空機の墜落により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(耐震性)

第5条 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、これらに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

- 2 前項の地震力は、原子炉施設ならびに一次冷却材により駆動される蒸気タービンおよびその附属設備の構造ならびにこれらが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震記録に基づく震害の程度、地震活動の状況等を基礎として求めなければならない。

(安全設備)

第8条の2 第2条第8号ハ(安全保護装置)及びホ(非常用電源設備及びその附属設備)に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械器具の単一故障(中略)が生じた場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。

- 2 安全設備は、想定されているすべての環境条件においてその機能が発揮できるように施設しなければならない。

(保安電源設備)

第33条 原子力発電所に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該原子力発電所において受電可能なものであつて、使用電圧が六万ボルトを超える特別高圧のものであり、かつ、それにより当該原子力発電所を電力系統に連系するように施設しなければならない。

- 2 原子力発電所には、前項の電線路及び当該原子力発電所において常時使用されている発電機からの電気の供給が停止した場合におい

て保安を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用予備動力装置を施設しなければならない。

3 原子力発電所の保安を確保するため特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。

4 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

5 原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。

1 1 平成 23 年に新設された省令 62 号の 5 条の 2 の定め

(津波による損傷の防止)

第 5 条の 2 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属施設が、想定される津波により原子炉の安全性を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

2 津波によつて交流電源を供給する全ての設備、海水を利用して原子炉設備を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合においても直ちにその機能を復旧できるように、その機能を代替する設備の確保その他の適切な措置を講じなければならない。